

**令和6年度県外向け広報(復興情報発信)に係る
企画、媒体制作・媒体制作監理等業務**

企画提案審査要領

令和 6 年 5 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度県外向け広報（復興情報発信）に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 企画コンペ提案書の内容等【90点】
ア 全般
(ア) 現状分析と解決策
(イ) 取組方針・方向性
イ 企画内容
(ア) ポスター
(イ) 動画
(ウ) WEBサイト
ウ 自由提案
(2) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【5点】
(3) 見積書（提案内容との整合性等）【5点】

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションにより行う。
- (2) 参加者が3者を超える場合には、事務局において、企画提案書等による一次審査を実施し、上位と評価された3者により、委員会において最終審査を行う。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価を行う。
- (4) (3)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (5) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。